

神奈川県 大和・高座地域 循環型社会形成推進地域計画 (第1期)

大和市
海老名市
座間市
綾瀬市
高座清掃施設組合

平成22年12月21日
(平成23年11月30日変更)
(平成24年12月10日変更)
(平成25年10月 3日変更)
(平成26年 2月 6日変更)
(平成28年 2月 3日変更)

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 生活排水の処理の現状	5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	10
(4) 生活排水処理の目標	12
3 施策の内容	18
(1) 発生抑制、再使用の推進	18
(2) 処理体制	20
(3) 処理施設等の整備	26
(4) 施設整備に関する計画支援事業	27
(5) その他の施策	28
4 計画のフォローアップと事後評価	29
(1) 計画のフォローアップ	29
(2) 事後評価及び計画の見直し	29

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市名 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
面 積 93.40k m²
人 口 564,305 人（平成 21 年 10 月 1 日現在）

表 1 対象地域の内訳

市 名	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市
面積(k m ²)	27.06	26.48	17.58	22.28
人 口(人)	225,650	127,063	128,810	82,782

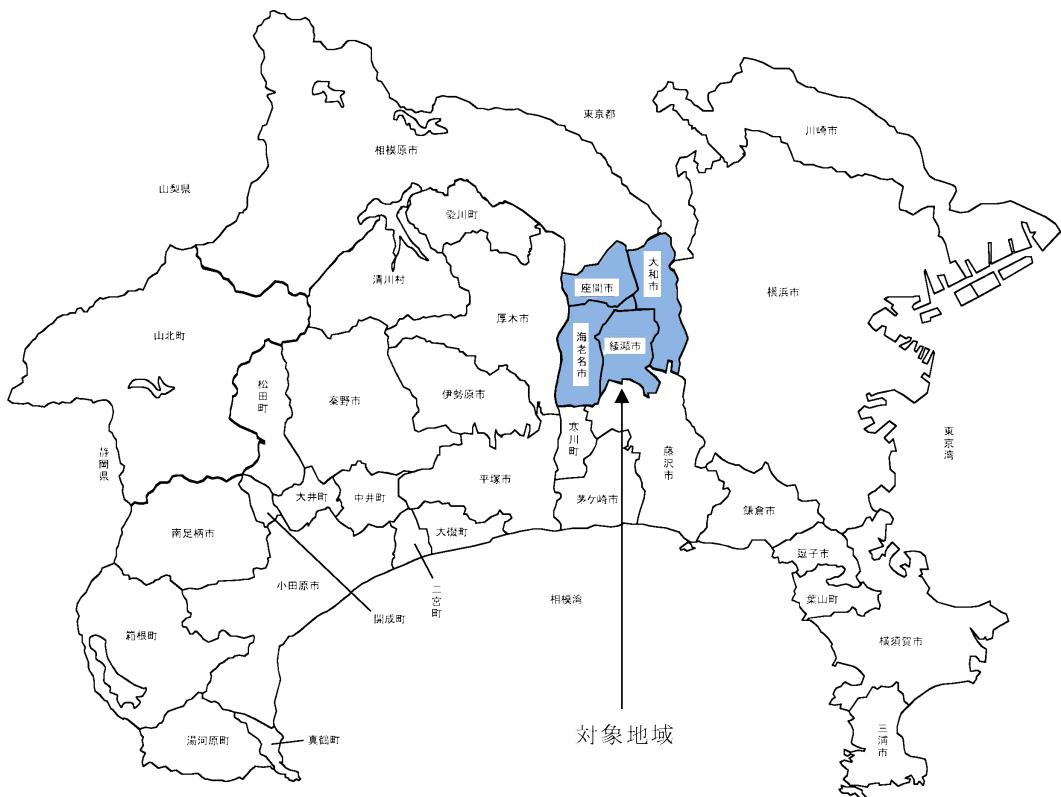


図 1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とするが、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

なお、広域化に伴う廃棄物処理施設の稼働時期は、表2のとおり本計画期間後の平成29年度以降となる。

よって、本計画を第1期とし、上記施設整備のための環境アセスメントの実施、基本計画の作成等の支援事業及びその建設工事までとする。

また、第2期計画では高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設の建設工事が完了し稼働することから、本格的な広域処理が始まることとなる。

表2 地域計画期間と広域化処理施設整備の予定

広域化処理 施設整備予定	大和高座ブロックごみ処理広域化計画(平成20～29年度)										
	本地域計画(第1期)					次期地域計画(第2期)					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
高効率ごみ発電施設 (高座)	計画支援					施設建設					施設稼動
マテリアルリサイクル 推進施設 (高座)	計画支援					施設建設					施設稼動
マテリアルリサイクル 推進施設 (海老名市)	計画支援			施設建設		施設稼動					

※高座清掃施設組合

構成市：海老名市、座間市、綾瀬市

所在地：神奈川県海老名市本郷1番地の1

設立年月日：昭和38年12月28日

事業概要：ごみ処理、し尿処理、余熱利用施設（老人福祉センター、温水プール）等

(3) 基本的な方向

大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「本地域」という。）は、神奈川県のほぼ中央に位置し、温和な気候と豊かな自然に囲まれ、古来より農業が盛んであったが、首都近郊という地理的条件から、戦後の高度経済成長期以降、東京や横浜のベッドタウンとして人口が急増し、都市化が進展した。

ごみの総排出量は、平成12年度をピークにその後減少傾向を示しているが、家庭系ごみや事業系ごみのさらなる減量化に取り組む必要がある。

家庭系ごみについては、容器包装プラスチックの分別収集を実施しているほか、大和市では戸別収集有料化、海老名市では廃食用油及び容器包装

以外のプラスチックの資源化、綾瀬市では剪定枝、廃食用油及び容器包装以外のプラスチックの資源化を実施しており、座間市については廃食用油等の資源化はしていないものの、平成20年度の人口1人当たりごみ量の原単位は神奈川県で一番少ない状況である。

さらなるごみの排出抑制を図るため、今後も有効的な施策の検討や市民の意識向上等を図り、分別排出の徹底等によるごみの減量化を推進する。

現在、本地域では大和市と、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「高座地域」という。）を構成市とする高座清掃施設組合の独立した2か所の焼却施設を「1ブロック2システム」ととらえ、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受け入れを行うことで、施設運転の効率化を図っている。

このような中、高座地域ではごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設が更新の時期を迎える。

これら施設の更新に当たって、ごみ焼却施設は高効率ごみ発電施設とし、積極的にエネルギーを回収し、発電とともに、焼却残さを資源化することで、最終処分量を極力少なくする。

粗大ごみ処理施設においては資源物の回収を促進することにより、資源循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築を図る。

海老名市では、平成18年度から施設の処理能力を上回る資源物回収量となっており、処理機器への負荷も大きく、施設の更新時期を迎える平成28年度を目指して、処理能力を増強したうえで更新する。

また、施設の更新とともに施設全体を再配置し、作業環境の改善、動線の確保等を図るための整備を行う。

生活排水処理については、近年の公共下水道の整備・普及を踏まえながら、未整備区域においては、効率的な合併処理浄化槽の普及促進に努める。

なお、今後、発生量が減少することが見込まれるし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理と下水道との一元的な処理体系により処理の合理化と効率化を図る。

大和市では引き続き下水道終末処理施設を活用したし尿処理を継続し、高座地域では新たに下水道システムを活用したし尿処理施設を整備する（防衛施設周辺民生安定施設整備助成事業として実施予定）。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

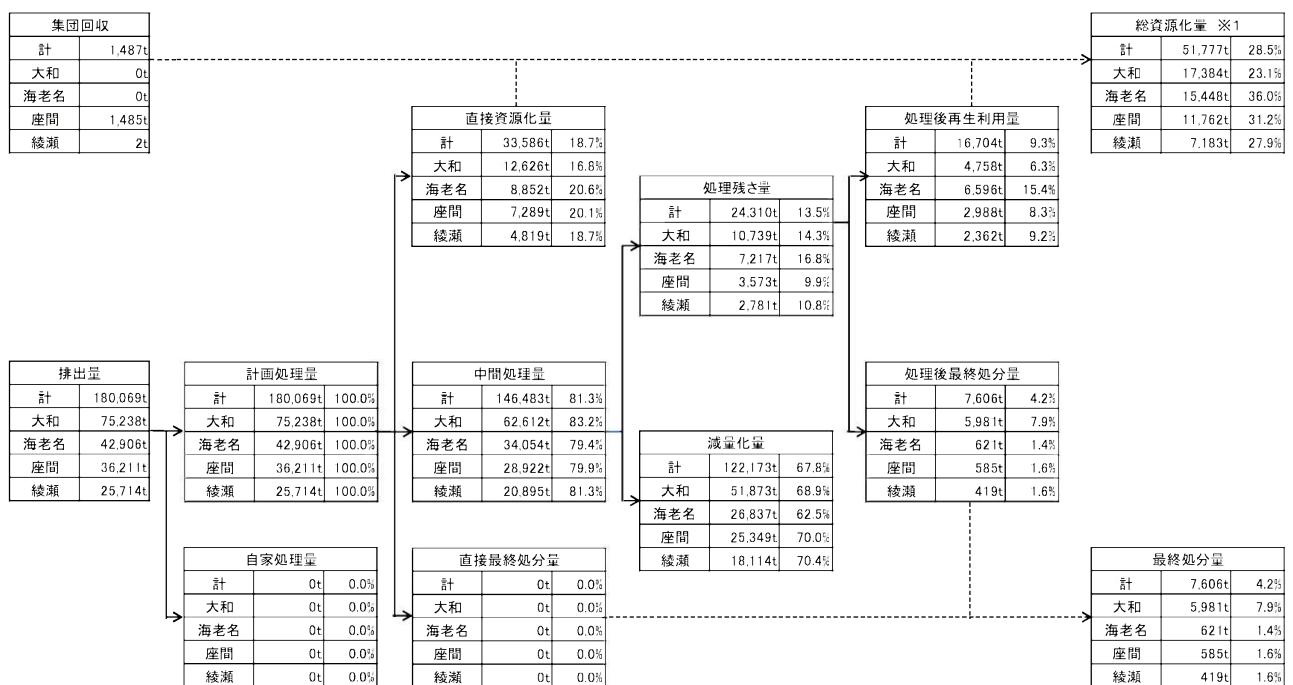
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 20 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、181,556 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 51,777 トンで、リサイクル率 (= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団資源回収量)) は 28.5% である。

中間処理による減量化量は 122,173 トンであり、集団回収を除いた排出量の 67.8% が減量されている。また、集団回収量を除いた排出量の 4.2% にあたる 7,606 トンが埋め立てられている。

中間処理量のうち、焼却量は 135,432 トンであり、焼却による余熱を発電や給湯等に利用している。



※1：総資源化量の % は、リサイクル率 (= 総資源化量 / (排出量 + 集団回収量)) である。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 20 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

ア 大和・高座地域

平成20年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図3に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 561,339人であり、汚水衛生処理人口は 520,392人、汚水衛生処理率は92.7%である。

し尿発生量は 6,824kL／年、浄化槽汚泥発生量は19,798kL／年であり、処理・処分量は26,622kL／年である。

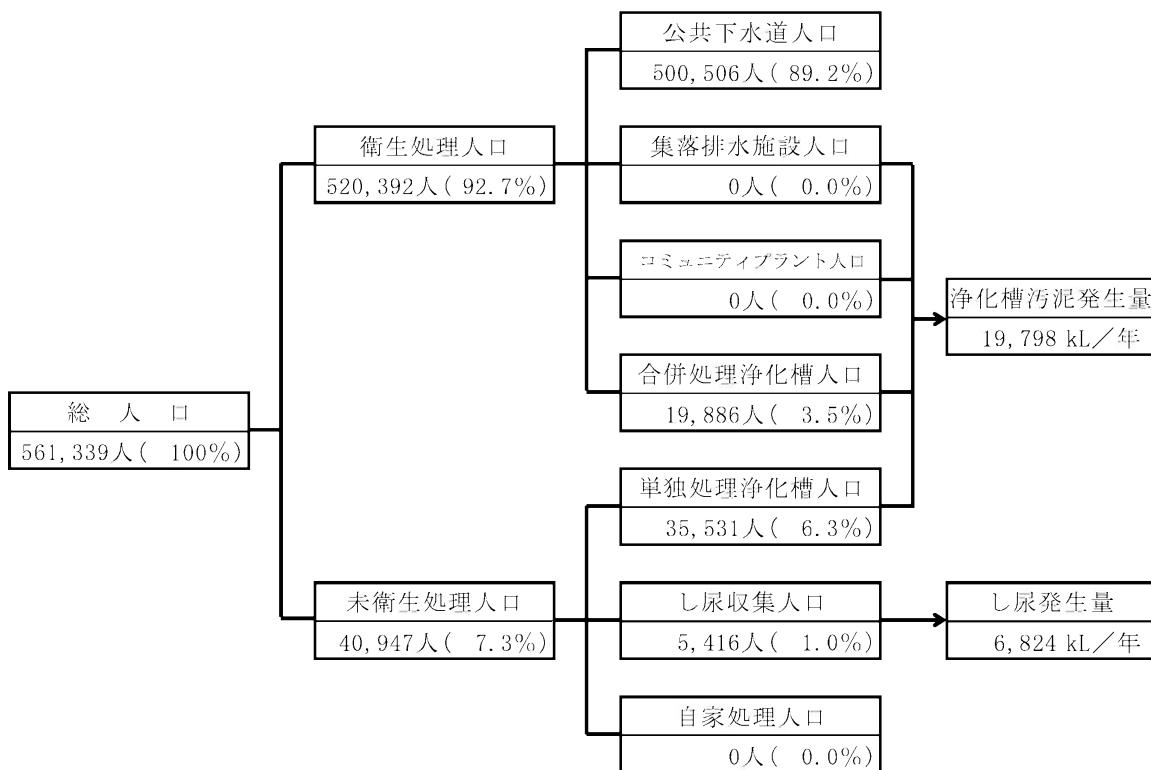


図3 生活排水の処理状況フロー（大和・高座地域）

イ 大和市

平成20年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図4に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 224,231人であり、汚水衛生処理人口は 205,504人、汚水衛生処理率は91.6%である。

し尿発生量は 2,455kL／年、浄化槽汚泥発生量は 6,091kL／年であり、処理・処分量は 8,546kL／年である。

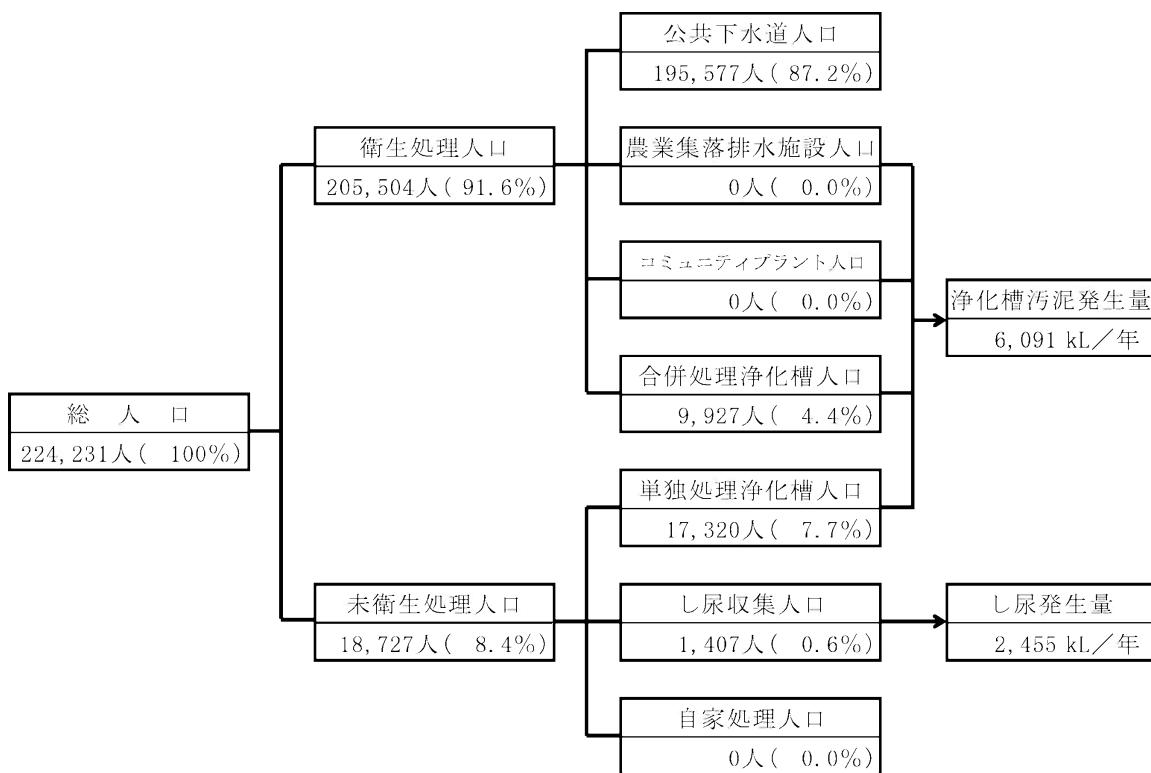


図4 生活排水の処理状況フロー（大和市）

ウ 海老名市

平成20年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図5に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 126,677人であり、汚水衛生処理人口は 122,126人、汚水衛生処理率は96.4%である。

し尿発生量は 1,009kL／年、浄化槽汚泥発生量は 3,253kL／年であり、処理・処分量は 4,262kL／年である。

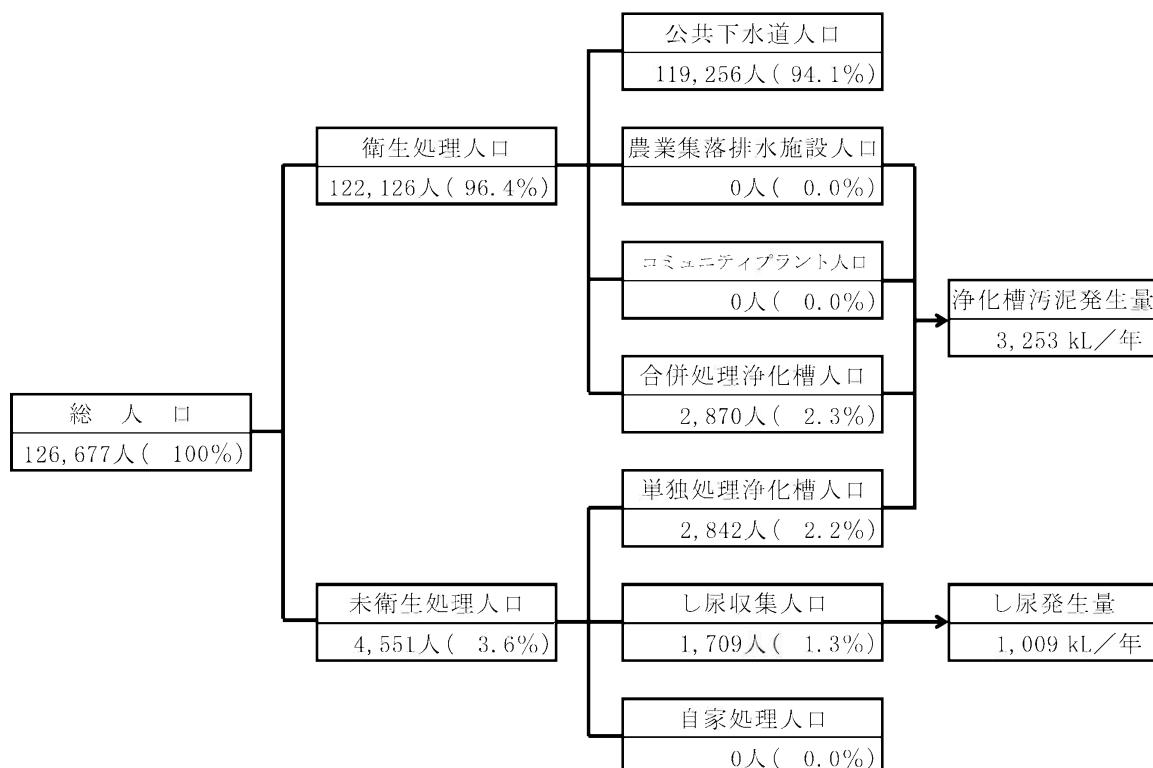


図5 生活排水の処理状況フロー（海老名市）

工 座間市

平成20年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図6に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 128,071人であり、汚水衛生処理人口は 115,342人、汚水衛生処理率は90.1%である。

し尿発生量は 1,505kL／年、浄化槽汚泥発生量は 5,528kL／年であり、処理・処分量は 7,033kL／年である。

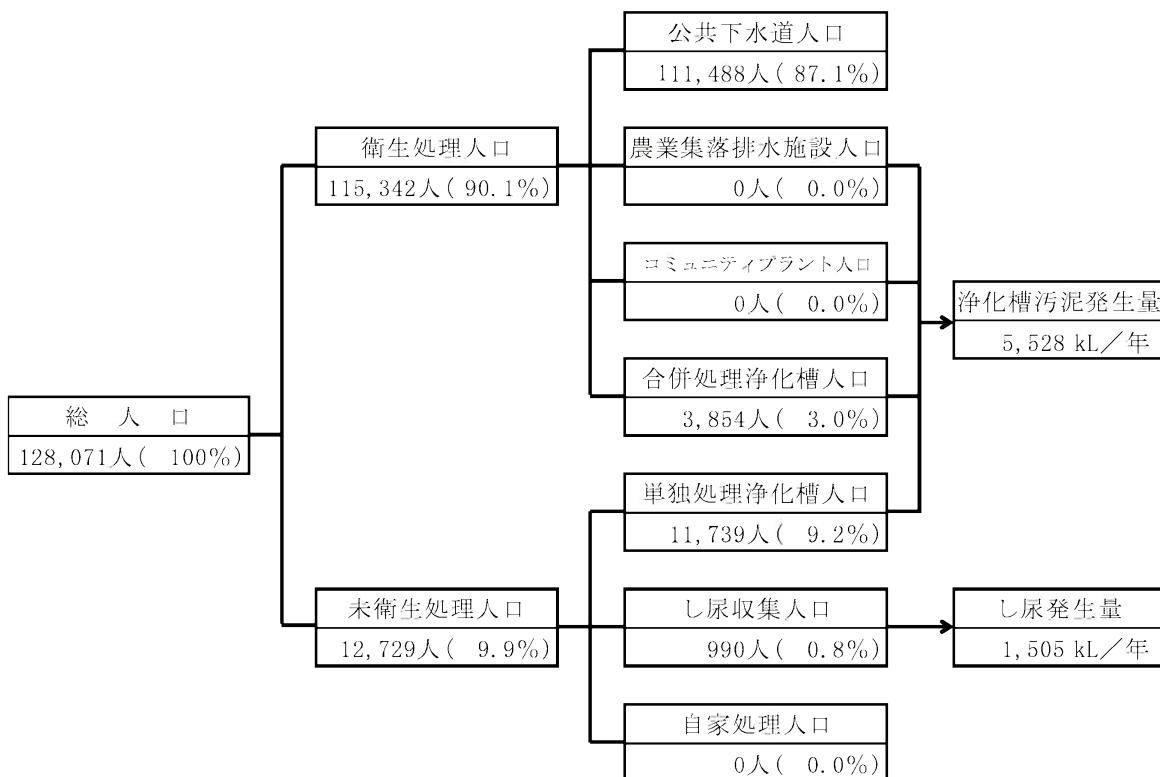


図 6 生活排水の処理状況フロー (座間市)

才 綾瀬市

平成20年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図7に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は82,360人であり、污水衛生処理人口は77,420人、污水衛生処理率は94.0%である。

し尿発生量は 1,855kL／年、浄化槽汚泥発生量は 4,926kL／年であり、処理・処分量は 6,781kL／年である。

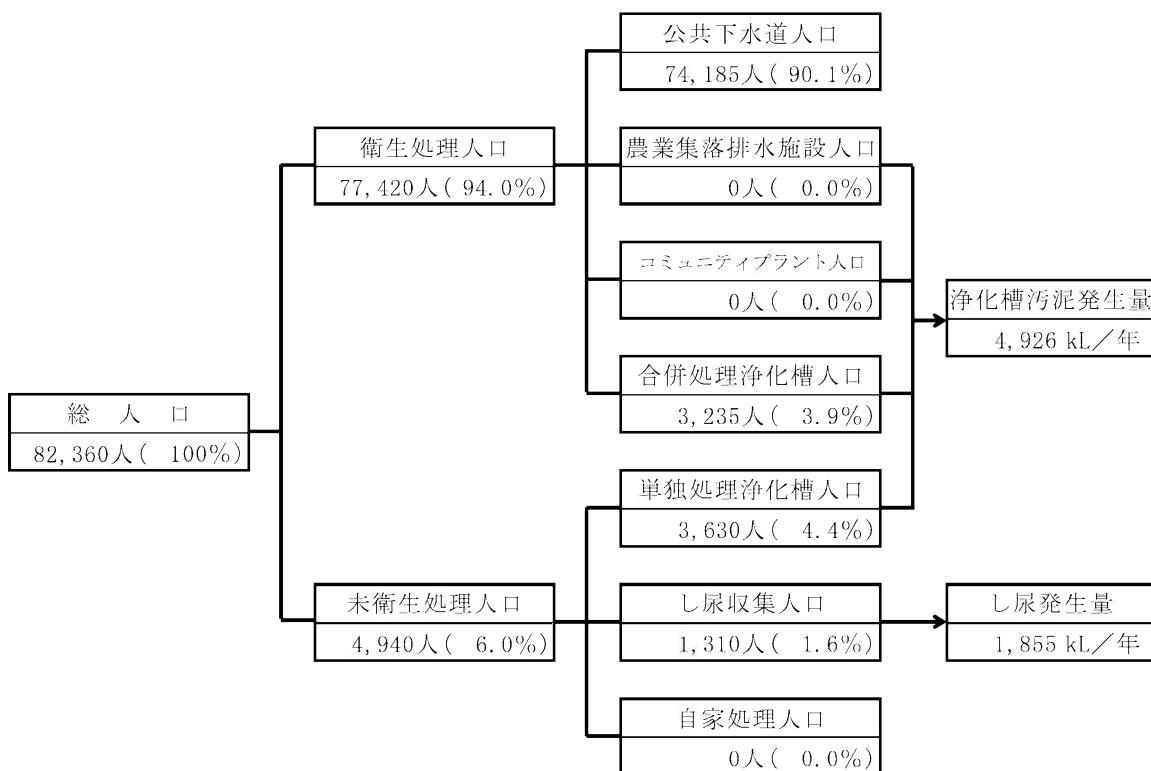


図7 生活排水の処理状況フロー（綾瀬市）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表3のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。また、平成28年度における目標達成時的一般廃棄物等の処理フローは、図8のとおりである。

表3 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1) (平成20年度)	目標(割合※1) (平成28年度)
排出量	事業系 総排出量	34,987 トン	29,308 トン (-16.2%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.96 トン/事業所	1.64 トン/事業所 (-16.3%)
	家庭系 総排出量	145,082 トン	141,803 トン (-2.3%)
	1人当たりの排出量※3	178 Kg/人	161 Kg/人 (-9.6%)
合計 事業系家庭系排出量合計		180,069 トン	171,111 トン (-5.0%)
再生利用	直接資源化量	33,586 トン (18.7%)	35,719 トン (20.9%)
	総資源化量	51,777 トン (28.5%)	57,557 トン (33.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力)	23,630 MWh	21,600 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	122,173 トン (67.8%)	111,058 トン (64.9%)
最終処分	埋立最終処分量	7,606 トン (4.2%)	3,806 トン (2.2%)

注) 計画収集人口: 神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」。ただし、H28は「一般廃棄物処理基本計画」の推計値。なお、大和市は「H21.8改訂ごみ処理基本計画」での推計値。

H20: 561,339人(大和市: 224,231人、海老名市: 126,677人、座間市: 128,071人、綾瀬市: 82,360人)

H28: 581,061人(大和市: 233,773人、海老名市: 134,000人、座間市: 127,815人、綾瀬市: 85,473人)

事業所数:「事業所・企業統計調査」 H20、H28: H18年度実績と同数とした。

H20、H28: 17,885(大和市: 7,589、海老名市: 3,832、座間市: 3,426、綾瀬市: 3,038)

※1 ①排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

②総資源化量は排出量と集団回収量の和に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《指標の定義》

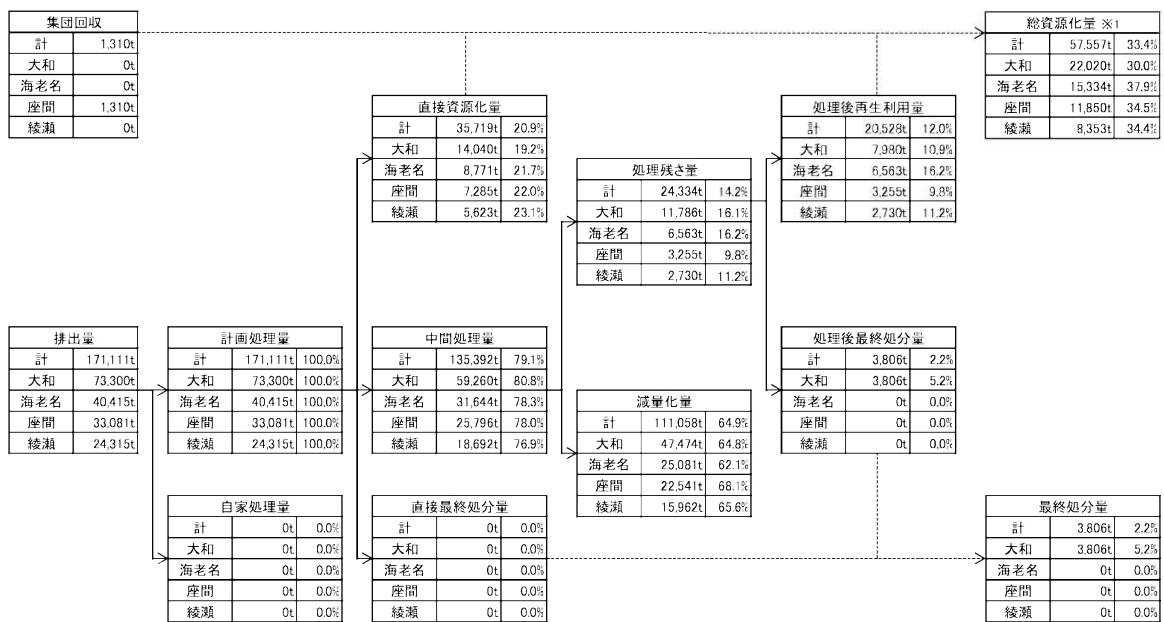
排出量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量: 热回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]



※1：総資源化量の%は、リサイクル率（=総資源化量／（排出量+集団回収量））である

図 8 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）

(4) 生活排水処理の目標

ア 大和・高座地域

生活排水処理の目標は、表4に掲げるとおり汚水衛生処理率の向上を目指し、下水道、合併処理浄化槽及びし尿処理施設の効果的な整備等を進めていくものとする。

表4 生活排水処理に関する現状と目標（大和・高座地域）

	平成20年度実績（割合）	平成28年度目標（割合）
処理形態別人口合計	561,339人	581,061人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	520,392人（92.7%）	561,435人（96.6%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	19,886人（3.5%）	6,791人（1.2%）
(3) 下水道人口	500,506人（89.2%）	554,644人（95.4%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	35,531人（6.3%）	16,304人（2.8%）
3. 非水洗化人口	5,416人（1.0%）	3,322人（0.6%）
(1) し尿収集人口	5,416人（1.0%）	3,322人（0.6%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	26,622kL／年	11,290kL／年
し尿収集量	6,824kL／年	3,202kL／年
浄化槽汚泥収集量	19,798kL／年	8,088kL／年

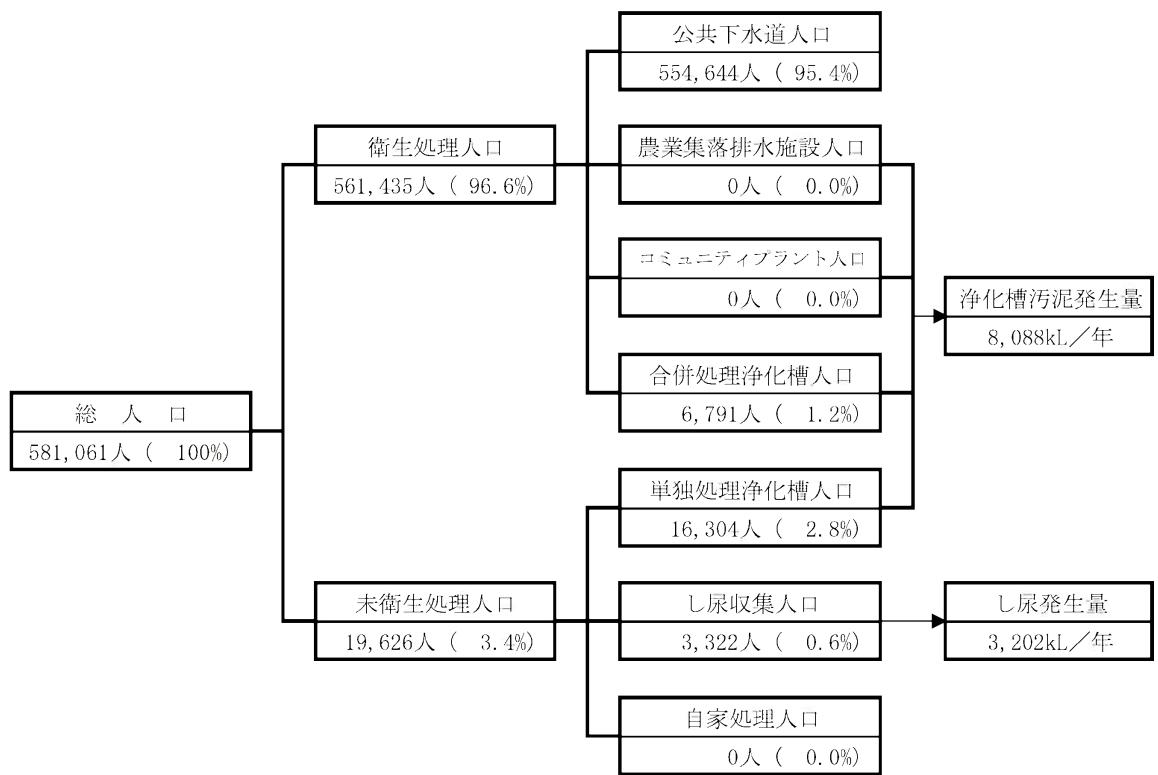


図9 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（大和・高座地域）

イ 大和市

生活排水処理の目標は、表5に掲げるとおりである。

表5 生活排水処理に関する現状と目標（大和市）

	平成20年度実績（割合）	平成28年度目標（割合）
処理形態別人口合計	224,231人	233,773人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	205,504人(91.6%)	222,903人(95.4%)
(1) コミュニティプラント人口	0人(0.0%)	0人(0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	9,927人(4.4%)	2,478人(1.1%)
(3) 下水道人口	195,577人(87.2%)	220,425人(94.3%)
(4) 集落排水施設人口	0人(0.0%)	0人(0.0%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	17,320人(7.7%)	9,935人(4.2%)
3. 非水洗化人口	1,407人(0.6%)	935人(0.4%)
(1) し尿収集人口	1,407人(0.6%)	935人(0.4%)
(2) 自家処理人口	0人(0.0%)	0人(0.0%)
し尿・汚泥量の合計	8,546 kL/年	4,275 kL/年
し尿収集量	2,455 kL/年	1,331 kL/年
浄化槽汚泥収集量	6,091 kL/年	2,944 kL/年

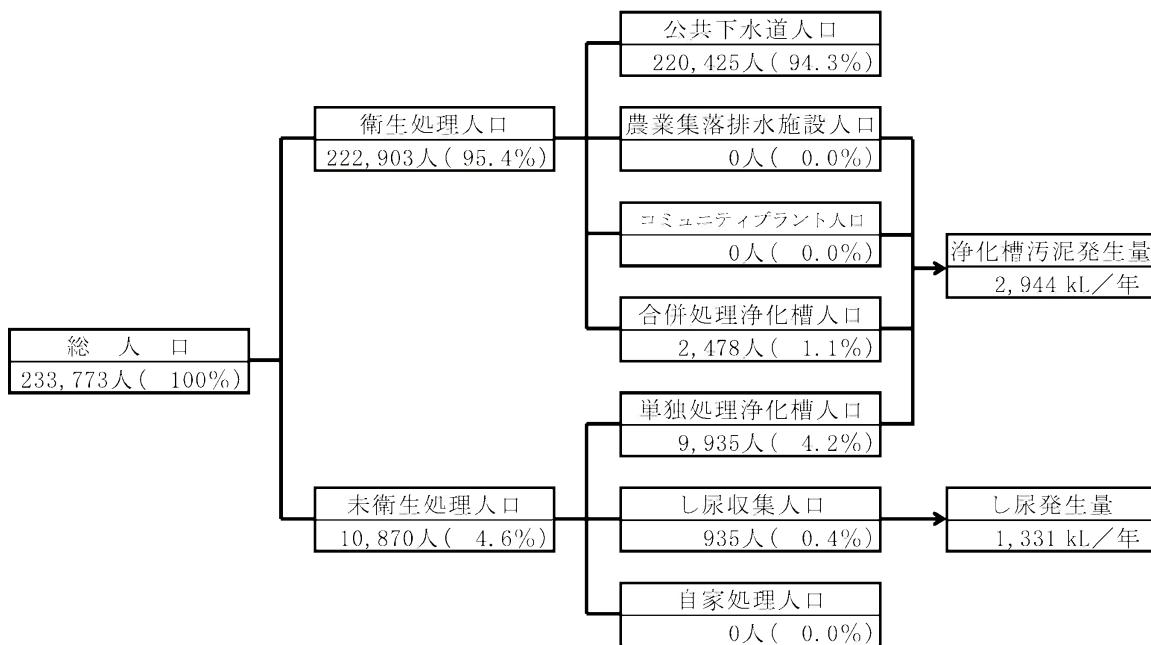


図10 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（大和市）

ウ 海老名市

生活排水処理の目標は、表6に掲げるとおりである。

表6 生活排水処理に関する現状と目標（海老名市）

	平成20年度実績（割合）	平成28年度目標（割合）
処理形態別人口合計	126,677人	134,000人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	122,126人（96.4%）	131,906人（98.4%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	2,870人（2.3%）	1,792人（1.3%）
(3) 下水道人口	119,256人（94.1%）	130,114人（97.1%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	2,842人（2.2%）	959人（0.7%）
3. 非水洗化人口	1,709人（1.3%）	1,135人（0.9%）
(1) し尿収集人口	1,709人（1.3%）	1,135人（0.9%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	4,262kL／年	2,472kL／年
し尿収集量	1,009kL／年	584kL／年
浄化槽汚泥収集量	3,253kL／年	1,888kL／年

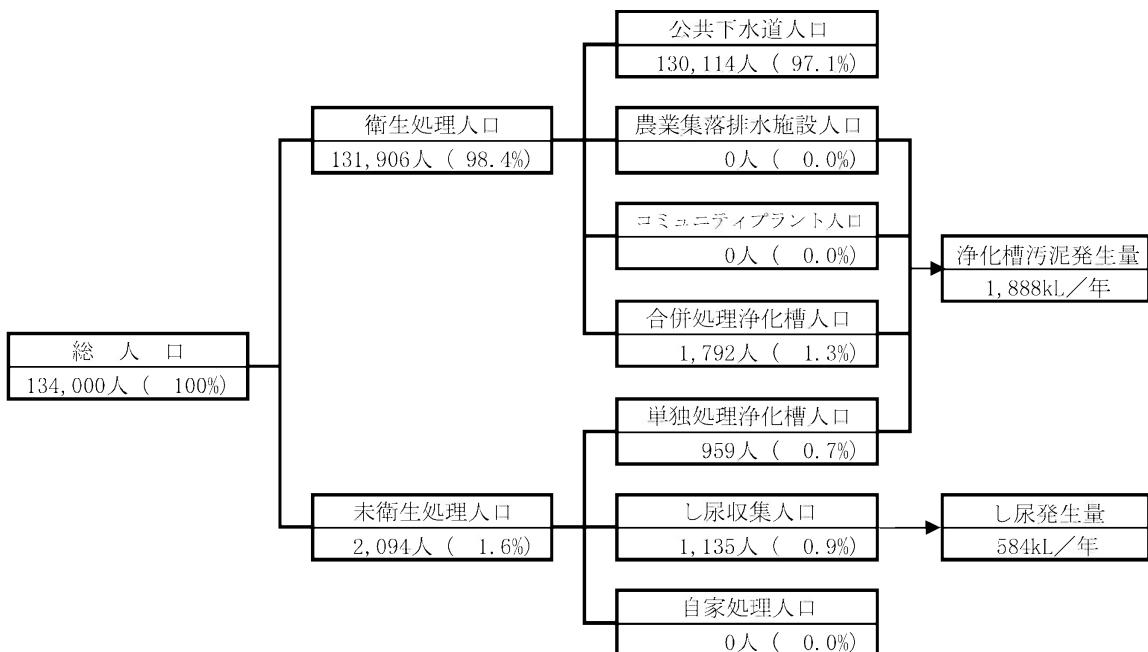


図11 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（海老名市）

工 座間市

生活排水処理の目標は、表7に掲げるとおりである。

表7 生活排水処理に関する現状と目標（座間市）

	平成20年度実績（割合）	平成28年度目標（割合）
処理形態別人口合計	128,071人	127,815人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	115,342人（90.1%）	122,932人（96.2%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	3,854人（3.0%）	1,763人（1.4%）
(3) 下水道人口	111,488人（87.1%）	121,169人（94.8%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	11,739人（9.2%）	4,576人（3.6%）
3. 非水洗化人口	990人（0.8%）	307人（0.2%）
(1) し尿収集人口	990人（0.8%）	307人（0.2%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	7,033kL／年	2,710kL／年
し尿収集量	1,505kL／年	535kL／年
浄化槽汚泥収集量	5,528kL／年	2,175kL／年

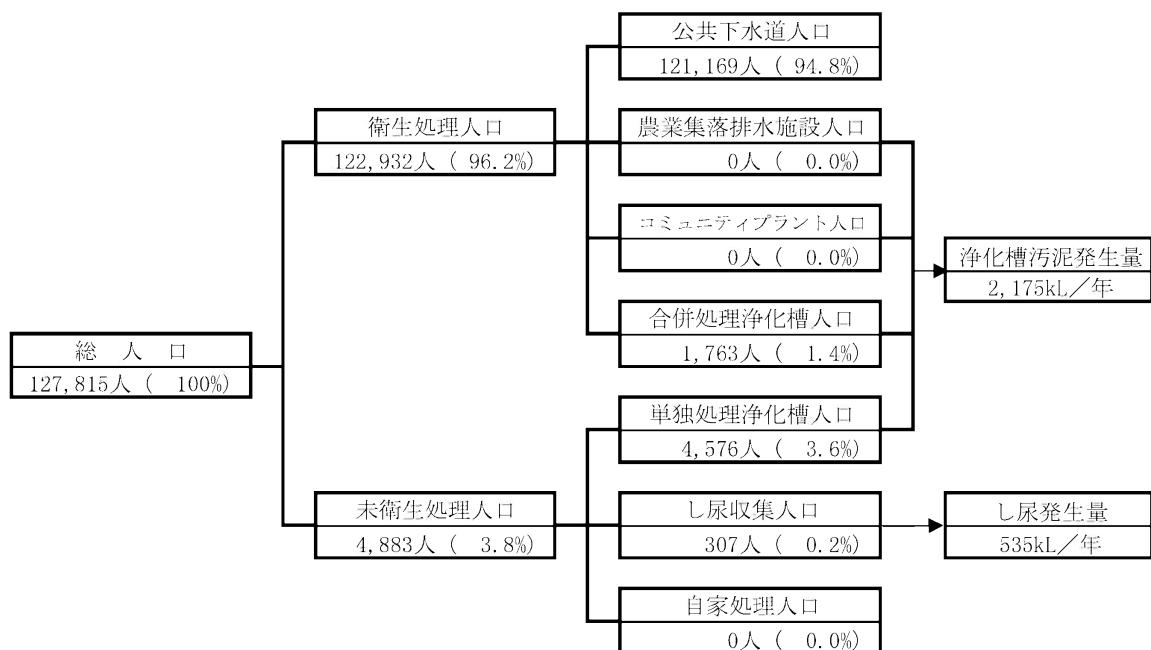


図12 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（座間市）

才 綾瀬市

生活排水処理の目標は、表8に掲げるとおりである。

表8 生活排水処理に関する現状と目標（綾瀬市）

	平成20年度実績（割合）	平成28年度目標（割合）
処理形態別人口合計	82,360人	85,473人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	77,420人（94.0%）	83,694人（97.9%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	3,235人（3.9%）	758人（0.9%）
(3) 下水道人口	74,185人（90.1%）	82,936人（97.0%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	3,630人（4.4%）	834人（1.0%）
3. 非水洗化人口	1,310人（1.6%）	945人（1.1%）
(1) し尿収集人口	1,310人（1.6%）	945人（1.1%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	6,781kL／年	1,833kL／年
し尿収集量	1,855kL／年	752kL／年
浄化槽汚泥収集量	4,926kL／年	1,081kL／年

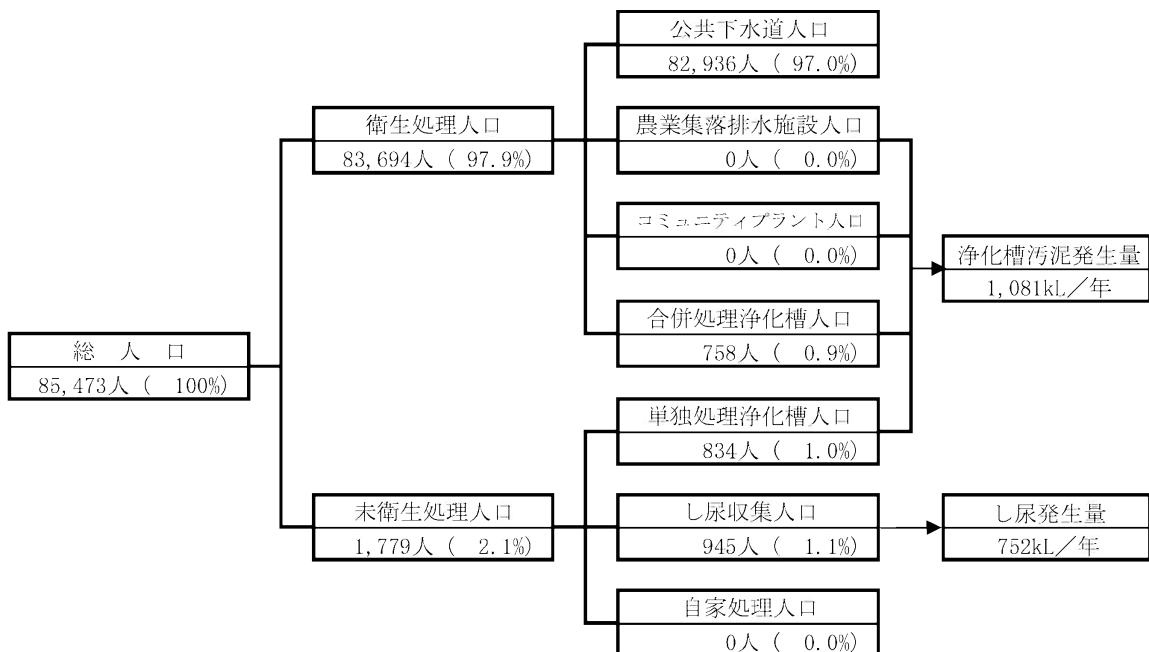


図13 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（綾瀬市）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみの有料化

(ア) 家庭系ごみ

大和市では、ごみの減量化・資源化等を目的に、平成18年7月から家庭系有料指定ごみ袋制度を導入しており、今後も有料化を継続する。また、家庭系一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、適正な額であるかどうかを定期的に検証していく。

高座地域では、地域内で研究会を設置し、家庭系ごみ有料化及び戸別収集に関する情報のとりまとめと分析等を行っている。今後も導入に向けての研究・検討を行っていく。

(イ) 事業系ごみ

大和市では、少量のごみを排出する事業者に対しては、市指定の事業系有料指定ごみ袋制度を導入しており、戸別収集の対象とすることができますようにしているほか、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業者自らが大和市環境管理センターへ一般廃棄物を搬入する際、処理に係る費用と同程度の手数料を徴収しており、今後も継続する。

また、事業系一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、適正な額であるかどうかを定期的に検証する。

高座地域では、組合に搬入される事業系一般廃棄物については、処理する際に係る費用と同程度の手数料を徴収しており、今後も継続する。

また、周辺自治体との調整も考慮に入れながら、事業所から発生したごみは事業者の責任において処理をするという法の趣旨に合致した処理料金の検討を引き続き行っていく。

イ 環境教育、普及啓発の推進

本地域では、施設見学に訪れる小学生に対し、ごみの減量化、資源化等の重要性についての説明を行っているほか、小・中学校の環境学習教材として活用する副読本を作成しており、今後も継続する。

また、ごみやリサイクルに関心を持っている市民の要望に応え、出前講座等を実施しているほか、研修会や講演会等を開催しており、市民の意識のさらなる向上を図るためにも継続する。

さらに、広報誌、ホームページを活用して、3Rやごみ処理に関する情報提供、ごみやリサイクルに関する情報提供、過剰包装の辞退、マイバッグ持参運動、詰換え製品の利用等の消費行動に対する啓発などを継続し、さらなるごみの減量化、資源化への協力について啓発普及に努める。

大和市では、希望者を対象に「やまとみどりの学校プログラム（※）」を活用し、小・中学生の自発的な学習の支援など、学校教育と連携を図った環境教育を行っており、今後も継続する。

※環境学習を始めようとする子どもたちが、グループごとに資源とごみ、エネルギー、自然など、地球や環境に関する活動テーマと、調査してみたい課題を事務局へ提出する。事務局は、必要に応じて、市民団体及びボランティアの紹介やコーディネート、プログラムの相談、用具の貸し出しなどを行う支援制度。

ウ 支援助成

本地域では、家庭での生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成（補助）を行っており、今後も継続する。なお、大和市では事業者に対しても助成を行う。座間市では集合住宅等における大型電動コンポスト設備の設置に対し助成（補助）を行っており、今後も継続する。

座間市、綾瀬市では、集団回収を実施した団体に対し、回収量に応じて助成を行っており、今後も継続する。

エ レジ袋対策

本地域では、ごみの発生抑制を推進するため、市民、事業者と協働して、簡易包装、レジ袋削減等に関しての、ポスターの配布・掲示や広報紙等でのPRに取り組んでおり、今後も継続する。

オ 事業系ごみの発生抑制

本地域では、多量排出事業者に対して、廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導を行っており、今後も継続する。

カ 容器包装以外のプラスチック及び廃食用油の資源化

海老名市及び綾瀬市では、容器包装以外のプラスチックの分別収集を行い、RPF化を行っているほか、廃食用油の分別収集を行い、インク原料としてリサイクルしており、今後も継続する。

座間市においても導入について検討していく。

大和市では、廃食用油の一部をBDFなどとして再生利用を行っている。容器包装以外のプラスチックについては、資源化に向け、検討していく。

キ 剪定枝の資源化

綾瀬市では剪定枝をチップ化し、希望する市民に配布しており、今後も継続する。

大和市、海老名市、座間市においても剪定枝の資源化を検討していく。

ク 生活排水対策

河川等公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行っていく。

(ア) 家庭における浄化対策の促進

市民に対して、生活排水対策の必要性についての啓発を行っていくとともに、広報等により家庭で誰もができる「家庭での浄化対策」を推進していく。

(イ) 浄化槽の適正な維持・管理等に関する啓発

市民に対して、浄化槽に関する正しい知識や、適正な維持管理の必要性を広報等により啓発していく。また、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点検を行うよう啓発していく。

(ウ) 合併処理浄化槽の普及促進

生活雑排水未処理世帯及び公共下水道への接続が困難な世帯を対象に、合併処理浄化槽の普及を促進するため、広報、啓発活動を行っていく。

(2) 処理体制

分別区分及び処理方法は、表 9 のとおりである。

本地域は、大和市と高座清掃施設組合でそれぞれ独立してごみを処理していたが、今後は、処理施設を、「1 ブロック 2 システム」ととらえ、大和市と高座清掃施設組合において、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受入れを行うことで、施設運転の効率化を目指すこととする。

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

(ア) 大和市

大和市では、平成 18 年 7 月から、可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集を開始している。収集した可燃ごみは、「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設」において焼却処理している。処理後の焼却残さは、一部をエコセメントや路盤材の原料として資源化し、その他を「大和市上草柳最終処分場」及び民間処分場で埋立処分している。なお、焼却時に発生する熱は回収し、蒸気を場内及び隣接するプールへ供給しているほか、発電を行い、場内及び隣接する温水プール・公園・野球場へ供給し、余剰電

力は売電している。

紙、布、びん、缶・金物類、ペットボトル、白色トレイの資源物は、委託業者が回収し、必要に応じて資源選別所において再分別等を実施した後、リサイクル事業者等に持ち込み資源化している。また、その他プラスチック製容器包装は、一部を容器包装リサイクル法で定められた指定法人により再商品化し、その他を「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設」で焼却し、熱回収している。

不燃ごみ、粗大ごみは、収集後、「大和市環境管理センター粗大ごみ処理施設」において選別・破碎処理し、資源物（鉄・アルミ・カレット等）、処理困難物（乾電池等）、残さに選別している。選別した資源物は、リサイクル事業者等に持ち込み資源化し、処理困難物は専門業者に委託処理し、残さは「可燃ごみ」と同様に「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設」において焼却処理している。

今後は、現在の処理体制を継続するため、資源選別所の一部を改修し、円滑な資源循環を図っていく。

(イ) 高座地域

高座地域では、可燃ごみは、「高座清掃施設組合ごみ焼却施設」において焼却処理し、処理後の焼却残さの約60%を委託処理により路盤材等の資源として利用し、その他は全量県外で委託処分（埋立処分）している。なお、焼却処理に伴って発生する熱を回収し、場内及び隣接するプールや老人福祉施設へ蒸気を供給するとともに、発電を行い、同施設に供給している。

紙、布、びん、缶・金物類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装等（海老名市と綾瀬市では容器包装以外のプラスチック）の資源物は、収集後、各市の資源化施設等に搬入し、選別・保管等を行っている。選別した資源物は、リサイクル事業者等に持ち込み、資源化している。また、資源化に適さないものについては、「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」に持ち込み、破碎処理している。

不燃ごみについて、海老名市・座間市では収集後、市の資源化施設に搬入し、混入した資源物などを選別した後、「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」に持ち込み破碎処理している。また、綾瀬市では収集後、直接「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」に持ち込み破碎処理している。なお、高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設においては、破碎処理した後、破碎可燃物、資源物（磁選物）、破碎残さに選別し、破碎可燃物は「高座清掃施設組合ごみ焼却施設」において焼却処理し、資源物はリサイクル事業者等に持ち込み資源化し、さらに破碎残さについては平成22年度から全量、委託処理により、路盤材等の資源として利用している。

粗大ごみは、収集後、再生使用が不可能と判断されたものについては、「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」において破碎処理している。

今後は、現在の処理体制を継続しつつ、焼却残さの広域的な資源化（スラグ化、セメント化など）の検討を進め、最終処分量の削減を目指す。また、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を更新し、エネルギー回収、資源回収を推進していく。

なお、海老名市では資源物（缶類・びん類・ペットボトル・容器包装プラスチック・その他のプラスチック）の選別、保管施設である資源化センターにおいて、平成18年度以降増加している施設の処理能力を上回る資源物回収量に対応するため、施設の能力を増強したうえで機器を更新する。また、更新に併せて施設を再配置することで、より円滑な資源循環を図っていく。

(ウ) 大和・高座地域

本地域では、大和市と高座清掃施設組合のそれぞれに処理施設をもつ現在の処理体制を継続していくものとする。なお、施設運転の効率化を図るため、ごみの相互受け入れを行うなどの処理体制の構築を図っていく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、各市の許可業者により収集・運搬（大和市では自己搬入も認めている）され、大和市においては「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設」で、高座地域においては「高座清掃施設組合ごみ焼却施設」で処理している。

なお、高座地域では事業系の「不燃ごみ」については処理を行っておらず、各事業者が民間委託により処理することとしている。

また、大和市では、家庭から排出される不燃ごみと同様のものに限定して事業系の不燃ごみを受け入れている。

今後も、現在の処理体制を継続していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する廃棄物

本地域では、産業廃棄物の処理を行っていない。

また、将来においても産業廃棄物処理を行わない。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、引き続き、市街化区域での公共下水道の整備、下水道の整備が当分見込まれない地域での合併処理浄化槽の普及を進めていく。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、現在、大和市が公共下水道終末処理施設で処理し、高座地域が高座清掃施設組合し尿処理施設で処理を行っている。

今後、大和市においては現状と同様に公共下水道終末処理施設で処理し、高座地域においては、既存のし尿処理施設を新たに下水道システムを活用したし尿処理施設として整備する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ これまで大和市と高座清掃施設組合の2つの焼却処理施設は、それぞれの地域から搬入されたごみを独自に処理していたが、これら2つの焼却施設を「1ブロック2システム」ととらえ、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受け入れを行うことで、施設運転の効率化を目指す。
- ◇ 高座清掃施設組合の保有するごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設を更新し、エネルギー回収、資源回収を図る。なお、新たな熱回収施設は、高効率ごみ発電施設とし、ごみの燃焼に伴い生じるエネルギーのより一層の有効利用を図る。
- ◇ 焼却残さの広域的な資源化（スラグ化、セメント化など）の検討を進め、最終処分量の削減を目指していく。
- ◇ 海老名市の保有する資源化処理施設（資源化センター）の施設の増強更新、施設全体の再配置により、自区内で排出された資源物の全量を処理・保管することで、資源化率の向上を図る。

家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

表10 家庭ごみの分別の種類（平成20年4月1日現在）

港を名市	県体例	座間市
分別区分	分別区分	具体例
燃えるごみ	生ごみ、腐敗した食品や野菜が取れない衣類、ぬいぐるみ、座布団、まくら、縫入りの衣料、衛生用品、使い捨てラテックス製品など	生ごみ、皮膚、ビニール製品、プラスチック類、木くすなど
燃えないごみ	大型家具類、カーベット、じゅうたん、自転車、スチオ、健康器具、レジャー用品など	スプレー缶、カセットボンベ、化粧品のビン、なべ、やかん、漏戸器、陶器、電気灯、電球、炊飯器、ドライヤーなどの小型電気製品、ガステーブル、ガスバーナーなど
粗大ごみ	新聞紙、広告チラシなど	スプレー缶、座イス、フランジーダー、自転車、ふとん、たんすなど
紙類	新聞と折込チラシ ダンボール 本・雑誌類 飲料用紙パック ミックスペーパー	段ボール 段ボール 雑誌、古本など 紙類 牛乳パック類 牛乳、ジュースのミックなど ボール紙類 ボール紙類 ミックスペーパー 上記以外の紙でビニール機器加工されていない紙
布類	洋服、肌着、靴下、シャツ、タオル、シャツ、毛布、カーテンなど	衣類、靴下、下着、シーツ、毛布、カーテン、タオルなど
缶類	飲料用缶、スリーブ、カーネル缶、リキッド缶などの食品用の缶	ジュース、ビールなどの飲料用の缶、のりお茶、お菓子などの缶、缶詰などの食品用の缶など
小型電気製品	石油ストーブ、ガスヒーター、ビデオ、ガーブル、掃除機、扇風機、電子レンジ	
家庭用金属類	銅、金のフタなど小さな金属類、カサ、やかん、なべ、針金ハサミなど	
ペットボトル	ペットボトル	飲料用 滲漏用、しょうゆ用のペットボトル
びん類	ジュース・酒などの飲料用のびん、調味料のびん、ジャムやお漬物などのびん	ジュース、ビール、酒などの飲料用のびん、しょう油、酢、みりん、醤油料などのびん
容器包装プラスチック	容器、ランプ類、トレイ、パック類、カップ類、ボトル類、ケース類、チューブ、ふた類	プラスチック製容器包装プラスチック(容器包装)、ラップ類、トレイ・パック類、カップ類、ボトル類、箱・ケース、ふた類
その他プラスチック	(容器包装以外の)プラスチック製のナラブラン、まな板、プランター、プラスチック製のぬいちゃなど	ハンガーや、ボリキン、文房具、セット・ビオオーナー・CD・DVD、
使用済み食用油	使用済みの植物性の油	使
資源物		電光灯、電球、乾電池
資源物		乾電池類

大和市	具体例
分別区分	
燃やせるごみ	生ごみ、菓子製品、汚れた老犬の糞便、布、衣類、切符、切手、運転免許証、紙おつし
燃やせないごみ	ガラス、陶器類、小さな金属類、小型電気製品、使い捨てライター、電池、蛍光灯・水銀体温計、電球など
粗大ごみ	家具、カーペット、「かわらん」、自転車、オルガン、食器棚、壇、布団など
新聞、折込チラシ、段ボール	段ボール
雑誌等	雑誌・本・その他の紙(スター、ナルニア、パンフレットなど)
紙パック	飲料用紙パック
紙製容器包装	紙製容器包装
布類	布類
アルミ	アルミ缶、鍋、やかん、フライパン
金物類	ステール缶
ベントボトル	ベントボトル
生きびん	国産ビールびん、一升びん(同色で重い)、ヴィスキージャグびん
透明びん	ナチュラルびんなど
色付きびん	無色透明のびん、すりガラスびん
白色トレイ	薄い色付きびんを含む
その他	豪華面が白色の食品トレイ
容器包装(容器包装)	袋(ラック製)、パック・カップ類、アクリル容器包装

分別区分	金額帯	具体例
可燃ごみ	生ごみ、小枝・草葉、革製品、座布団、まくら、スニーカー、シリコン等	生ごみ、小枝・草葉、革製品、座布団、まくら、スニーカー、シリコン等
無価値	せどもの、陶器盤、ガラス盤、紙箱、紙袋、木や竹、水槽、ドローラン、鏡、ボトル、温度計、体温計、電球、ヘルメット、使い捨てティッシュなど	せどもの、陶器盤、ガラス盤、紙箱、紙袋、木や竹、水槽、ドローラン、鏡、ボトル、温度計、体温計、電球、ヘルメット、使い捨てティッシュなど
拡大ごみ	机、椅子、ベッド、布団、じゅうたん、自走車、オルガン、ふすまなど	机、椅子、ベッド、布団、じゅうたん、自走車、オルガン、ふすまなど
	新聞、チラシ	
	ダンボール	
紙類	雑誌	
	牛乳パック	牛乳、ジュースなどのパック
布類	質屋となる紙	ノート、メモ用紙、包装紙、封筒、はがき、カレンダー、奉書票やビデオの端子など
		衣類、シーツ、タオル/ケト、毛布、カーテンなど
アルミ	ジュース、ビールなどの飲料用の缶、アルミ箱、アルミホイルなど	ジュース、ビールなどの飲料用の缶、アルミ箱、アルミホイルなど
スチール缶	飲料用の缶、お茶、お稲穀子・オリなどの缶、缶詰、一斗缶など	飲料用の缶、お茶、お稲穀子・オリなどの缶、缶詰、一斗缶など
小型家電・金属類	アイロン、セッсетテック、ドライヤー、トースター、ドライバー、のこぎり、電気器具など	アイロン、セッсетテック、ドライヤー、トースター、ドライバー、のこぎり、電気器具など
ペットボトル	飲料用、酒、めりる、しそうゆ、食酢、調味料などのペットボトル	飲料用、酒、めりる、しそうゆ、食酢、調味料などのペットボトル
	生きひん	一升びん、ビールびん
びん類	透明のびん	無色透明のびん
	系のびん	系のびん
	その他のびん	その他のびん
	容器	容器包装「ラストチック」
		ボリュームボトル類、トレーバック類、カングラフボトル類、瓶、ケース、ふた類
	プラスチック	(容器包装以外の)プラスチック製品ヒテオ(それがいな)ラステック
		テープ OO、ハサツ、ブランクター、玩具など)
厨房用油	使用済み油、ぶどう油など	
剪定枝		
スプレー缶	ヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなど	
蛍光灯		
電池		

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表11のとおり必要な施設整備を行う。

表11 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)資源化センター整備事業	25.6t/日	海老名市	第2期計画 H28～H30
2	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設整備事業	245t/日	海老名市	H27 (H27～H30)
3	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	14t/日	海老名市	H27 (H27～H30)

(整備理由)

事業番号1：既存施設の老朽化、再編成、資源物の再生利用を促進する。

事業番号2：既存施設の老朽化、処理の効率化、エネルギーの高効率回収及び有効利用を促進する
事業番号3：既存施設の老朽化、資源物の再生利用を促進する

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表12のとおり行う。

表12 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基) (平成21年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
4	浄化槽設置整備事業				
	大和市	170	50	270	H23～H27
	海老名市	415	100	635	H23～H27
合 計		585	150	905	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 13 のとおり計画支援事業を行う。

表 13 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称) 資源化センター整備事業（事業番号 1）に係る施設基本計画策定等事業	施設基本計画策定、施設基本設計策定、地質調査、事業者選定支援	H25～H26
	(仮称) 資源化センター整備事業（事業番号 1）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H25～H26
32	高効率ごみ発電施設整備事業（事業番号 2）に係る施設基本計画・基本設計策定等事業	施設基本計画策定、施設基本設計策定、事業者選定支援、施設検討委員会等技術支援	H23～H26
	高効率ごみ発電施設整備事業（事業番号 2）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H24～H27
	高効率ごみ発電施設整備事業（事業番号 2）に係る土壤汚染等調査事業	土壤汚染調査、地質調査、測量調査	H24～H26
33	マテリアルサイクル推進施設整備事業（事業番号 3）に係る施設基本計画策定等事業	施設基本計画策定、施設基本設計策定、事業者選定支援	H23～H26
	マテリアルサイクル推進施設整備事業（事業番号 3）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H24～H27
	マテリアルサイクル推進施設整備事業（事業番号 3）に係る土壤汚染等調査事業	土壤汚染調査、地質調査、測量調査	H24～H26

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

ごみの発生・排出抑制のため、不用品交換制度の維持、フリーマーケット活動場所の提供等の支援を行う。

また、各市のリサイクルプラザにおいて再生家具の販売等を継続する。

さらに、市民・事業者・地域等において、ごみの発生・排出抑制の活動が展開され、効果が認められる場合は、その取り組みに対してできる限り支援を行う。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電、パソコンについては、特定家庭用機器再商品化法、資源有効利用促進法に基づくリサイクルシステムの理解と、リサイクルの手順、関係する業者、引き取り先等の周知を徹底する。

また、廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄の防止対策を、パトロールの実施、管理責任者の周知及び防止対策の指導、法的対応の検討により行う。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

今後の災害時の廃棄物処理については、各自治体の地域防災計画、大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画等を踏まえ、大和市と高座清掃施設組合において、相互協力をを行い、より効率的な処理を行うとともに、神奈川県、近隣自治体とも連携し、災害時の廃棄物処理体制の確保を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、本地域、神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。